

国または栃木県との兼任の注意点について

●令和8年4月から要件を満たす場合に限り、国または栃木県（他機関）が発注する佐野市内の工事と佐野市が発注する工事の主任技術者・現場代理人の兼任を認めることとします。

ただし、佐野市と他機関の配置基準が異なることがありますので、兼任を希望する場合は他機関の承諾を得ることが必須となります。

1 認められないパターン（配置不可）

	佐野市工事（5,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（5,000万円）	※どちらも4,500万円以上のため、現場代理人兼主任技術者としての配置不可
主任技術者	Xさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Xさん	

	佐野市工事（金額問わず）	佐野市、国、栃木県工事（金額問わず）	※現場代理人のみ配置の場合、もう一方の工事で主任技術者のみの配置不可
主任技術者	Yさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Yさん	

	佐野市工事（金額問わず）	佐野市、国、栃木県工事（金額問わず）	※現場代理人兼主任技術者の場合、もう一方の工事で主任技術者のみの配置不可
主任技術者	Xさん	Xさん	
現場代理人	Xさん	Yさん	

	佐野市工事（3,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（5,000万円）	※一方の工事が4,500万円以上なので現場代理人の兼任不可
主任技術者	Xさん	Yさん	
現場代理人	Xさん	Xさん	

	佐野市工事（3,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（5,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（3,000万円）	※いずれの工事も4500万円未満でないため配置不可
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん	
現場代理人	Yさん	Zさん	Wさん	

2 認められるパターン（配置可）

※いずれか又は両方の工事の契約金額が4,500万円以上の場合

	佐野市工事（5,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（5,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Zさん

	佐野市工事（5,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Zさん

※いずれの工事の契約金額も4,500万円未満の場合

	佐野市工事（3,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん
現場代理人	Xさん	Xさん

	佐野市工事（3,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Yさん
現場代理人	Xさん	Xさん

	佐野市工事（3,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（3,000万円）	佐野市、国、栃木県工事（3,000万円）
主任技術者	Xさん	Xさん	Xさん
現場代理人	Yさん	Zさん	Wさん

※契約金額が4,500万円未満で主任技術者のみの配置（いずれの工事の現場代理人も兼ねていない場合）であれば施工に支障のない限り配置数に制限はありません。